第3回 技能労働者の技能の『見える化』ワーキンググループ 議事 概要

- 1. 日時:平成25年2月20日(水)13:00~15:00
- 2. 場所:一般財団法人 建設業振興基金 3階 301会議室
- 3. 出席委員:野城座長、天本委員、幸保委員、白石委員、髙橋委員、滝沢委員、綱田委員、 蟹澤委員、中山委員、花山委員、宮口委員、森委員、柳委員、山本委員、 山口委員

4. 議事概要

(1) 登録された技能労働者情報の利用(閲覧)のあり方

- ○登録情報を見せ過ぎると目的外使用の懸念がある。目的外使用をさせないために、情報登録は雇用者が元請に 出すのか、個々人が登録するのか、情報提供の仕組みを整理する必要がある。
- ○現場に初めて入る技能労働者の情報は、事前に元請が情報を閲覧できるようにしておく必要がある。どのタイミングで誰が開示するのか整理する必要あり。
- ○場合によっては元請や下請の立場になる業界もあるため、情報へのアクセス権限は柔軟に対応して欲しい。
- ○管理機関への登録を代行する機関(代行機関)をこの仕組みでどうするか。
- ○代行関係での真正性をどのように担保するか課題である。
- ○この仕組みに限ったことではないが、不正なアクセスなどによる情報漏洩の懸念をどう払拭するか。
- ○この仕組みが進めば、企業が技能労働者を雇用しなくても労務管理が可能になるのでは、という心配がある。

(2) 個人情報の保護・情報セキュリティ対策のあり方

- ○本人に情報を登録してもらうためには、使用目的、使用者を事前に本人に開示しなければならない。
- ○他のシステムから情報提供の要望があった場合など将来の拡張性を考慮して、最初から本人の同意を包括的に取るか、情報を取り出す毎に個別同意を取るなど2段階にするか、議論が必要である。
- ○技能労働者の適正な評価と処遇の実現に沿う目的であれば、当初の想定外の事業者にも情報提供できるような 仕組みにしておくべきではないか。
- ○イギリスのように、登録する主体が「個人」という選択肢もあるのではないか。
- ○現実には情報リテラシーの低い人もおり、それだけでは動かないのではないか。

(3) 他制度・取組との連携のあり方

【他のデータベースとの連携】

○連携に当たっては、お互いにどのようなメリットがあるのか、何の目的でどのような内容の情報が必要か整理する必要がある。

- ○我々にとっては登録された情報のウラを取ることが目的。
- ○個人情報保護の観点から連携によって当初の目的から逸脱していないかどうか、ひとつひとつ確認する必要がある。
- ○見える化側で登録されたデータについて、他のデータベースにアクセスして真正性を担保するような仕組みが考えられるが、先方の了解が必要となり、接続工事の負担等の問題や先方のシステムの情報漏洩の防止対策についても配慮が必要となる。
- ○優良職長や表彰などの情報、各事業所毎の特別教育を横串にした情報などが閲覧できれば便利。

【社会保険未加入対策】

- ○別枠支給が難しいことはわかるが、その準備として加入している情報を把握できる仕組みにするべき。
- ○見える化は加入すべき制度に入っているかどうかチェックしやすくするためのツールであり、内容の確認は情報を 入力する部署で担当することになると思われる。
- ○見える化が進めば一人親方か偽装請負かの判断も容易になり、社会保険未加入対策にも大いに役立つツールと なる。
- ○この制度が不良不適格業者・ブローカーに悪用されて技能者の引き抜きなどのトラブルが心配。
- ○技能労働者不足に乗じたブローカーによる悪用などデメリットの可能性もあるが、良い方向で活用されれば待遇 面で優秀なモデルケースも出てくる可能性があり、ブローカー問題への対応にはやはり ID 付与が必要になる。

【建退共との連携】

- ○毎日現場に来ていることをチェックし証紙を貼る作業の大変さは元請の現場でも同じであり、見える化と入退場管理のシステムの連携により初めて証紙の電子化が可能となると思われる。
- ○見える化と建退共の連携は、建退共側では本人確認と偽装申告防止に大きな効果が期待できるのではないか。
- ○主体である建退共側が全体像とメリットを示し、業界の皆さんに賛同してもらうようにするべき。
- ○証紙を貼ることが法律事項ならば、将来的には法改正も視野に入れるべきではないか。

【マイナンバー制度との連携】

○見える化の基本方針として、将来的にはマイナンバーとの連携を視野に入れる。

【建設業法体系における枠組みの位置付け】

- ○イギリスのように、国が補助金を出すのではなく適切な事業者に管理事業の独占権を付与し、国は監査を行い不 適切な状況になった場合には独占権を剥奪するなどの運用も考えられるのではないか。
- ○管理機関が存続するために必要な経費や受益者の負担はどのくらいになるか、具体的 な数字がないと議論が難しい。
- ○見える化の導入を契機として「技能労働者」の定義について社会的な合意を形成することは、見える化の制度に 対する魅力を醸成することにもつながるのではないか。
- ○イギリスでは、国が関与した ID カードを保持していることが技能労働者のステータスになっている。
- ○入職した若年者が早く技能を修得すると特典があるような魅力のある ID 制度が望まれる。
- ○各専門工種によって持つ資格も異なるが、似たような技能資格については混乱を生じるので、今後は統一化など の課題がある。
- ○資格については、業界が干渉を受けずに選んでいけば実質的に意味のあるデータベースになっていくので、民

間が金も出すが口も出すという関わりや運営があったほうが良いのでは。

- ○国・行政が必ずしも管理機関を監視する必要はなく、別に監査団体を立ち上げ、複数の事業者に対する監査の 権限を一部移譲してやらせる方法や、複数の事業者がそれぞれの特色をもった分野の技能労働者を抱えて管理 する方法もあるのではないか。
- ○マーケティングの問題でもあるが、最終的には国が何らかの形で関与し、必要なら法律も作るということも排除しない方向性で良いのでは。

(4) 枠組みの構築・運用に係る費用負担のあり方

- ○運用経費はユーザーを増やせば現実的な負担となるので、広く薄くという点は合意しておきたい。
- ○国民の生命・財産を守る自衛隊の費用が100%政府支出であるように、建設業も災害から国民・国土を守るという 役割を担っており、建設業の技能労働者のための基盤を構築するためならば、少なくとも当初については政府の 資金を投入してはどうか。この基盤を作るためには、何億というオーダーでは済まないのではないか。
- ○初期費用はたいしたことはないが、ランニングコストが高い。 受益者負担と言った途端に皆登録しない。 数字が見えないままだと、議論が進まない。
- ○現状では未確定な部分があるため、業界として見える化に対する支出の是非の判断は難しい。ID 付与が法的でないならば、費用負担を伴うID は不要とするユーザーが増え、結果的に全体のユーザーが減る可能性がある。
- ○雇用者でコストが負担できず雇用主が負担することになれば、本来技能労働者のための制度が、元請が管理しや すいようなシステムになってしまう恐れがある。
- ○特定の業種に負担が偏らないようにして頂きたい。
- ○これにより誰が受益するか、どのようなメリットがあるか整理しないと見えてこない。
- ○ある元請企業では施工体制の書類を全部電子化したとき、コストを全て元請企業が負担し、協力会社には一 銭も求めず、その代わり登録する手間(労力)をお願いした。費用負担を求めるのであれば、お金を払う意味付け も整理した上で、それ相応の金額であれば、(次の現場では楽できるというメリットを)納得して取り組んでもらえる のではないか。
- ○汗をかくというが、結局はコストがかかる。しっかりやる主体に政府が支出すべき。

(5) 枠組みの導入プロセス

- ○国が ID 保持を現場入場の要件として義務付けた場合、町場での工務店など小規模工事では使えないのでは。
- ○住宅建築の現場では、情報の登録方法について複数のルートがあるので運用面では心配していない。
- ○小規模現場でも、携帯電話を活用したやり方で職人さんが働いた実績を DB に蓄積する工夫は可能である。

(6) 技能労働者の技能の「見える化」WG 中間取りまとめ(素案)

○資料9の内容は一旦持ち帰ってご確認いただき、ご意見があれば、後日事務局へご連絡頂きたい。